

## 久留米市集団けんしん等業務公募型プロポーザルにかかる質問回答

No.	質問内容	回答内容
1	業務仕様書において、「本委託業務の受託候補者として選定された者は市と協議を行い、受託候補者の企画提案内容にあわせて仕様書を変更の上、契約を締結する。」と記載がありますが、業務仕様書の変更はプロポーザル審査結果通知後どの程度の期間を目安として考えたらよろしいでしょうか。	プロポーザル審査結果通知後から契約締結までの期間中に、業務仕様書の変更を予定しておりますので、3月上旬から1週間程度が目安と考えております。
2	業務仕様書において、「感染症に罹患している恐れがある受診者には、当日の受診を断り、症状が改善してから、日時を改めて受診するように案内すること。」と記載がありますが、受診の断りについては受託者の判断で実施してよろしいでしょうか。	受診者からの聴き取りや症状の有無等をもとに、受託者で判断をお願いします。
3	プロポーザル実施要項の企画提案書作成方法において、様式は両面印刷、制限枚数は表紙を除き、30ページ以内と記載がありますが、両面1枚を1ページとしてカウントしてよろしいでしょうか。	両面印刷1枚につき2ページとなりますので、15枚（30ページ）以内が制限となります。
4	プロポーザル実施要項の企画提案書作成方法において、フォントサイズ11ポイント・横書き（ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りではない）と記載がありますが、見出し等を図で差し込んだ場合でもこの限りではないということではよろしいでしょうか。	企画提案書の記載については11ポイントを基本としますが、見出し等は11ポイント以上で記載していただいて構いません。なお、図表中に使用する文字について、11ポイント以下となる場合は、見やすい大きさとしてください。